

中村芳信です。会派を代表して質問を行います。

1. 日本経済の現状について

まず、先月の経済財政白書では「我が国経済は、2012 年 11 月を底に穏やかな景気回復が続いている。」今回の景気回復は「いざなぎ景気」の 57 ヶ月を抜き、さらに 2002 年 2 月から 73 ヶ月続いた第 14 循環に次ぐ戦後 2 番目の長さとなった可能性があるとして、アベノミクスの三本の矢によって「経済の好循環」が着実に回りつつある、としました。

しかし、「物価については、デフレ脱却に向け着実な局面変化は見られるものの、デフレを脱却し、安定的な物価上昇が見込まれるところまでには至っていない」としています。

政府はこの白書冒頭で何を言いたいのかよく分かりません。そこで、内閣府の国民経済計算時系列データを使って第二次安倍政権発足後の日本経済の状況について調べてみました。

するとこの間、名目 GDP がマイナスとなり需要縮小の局面であるにも関わらず、インフレ率がそれ以上にマイナスになったため実質 GDP がプラスとなって表われる局面が何度もありました。つまり物価が下落し需要が縮小しているにも関わらず経済成長しているように見えてしまう状態です。

どうしてそうなるのか。政府が通常、経済成長としている実質 GDP は計測で算出できるものではありません。そのため計測可能な名目 GDP からこれまた計測可能な物価上昇率の影響を控除してそれは計算されるものだからです。

政府はこれを基に安倍政権の経済成長は、やれ「いざなぎ超え」だ「戦後最長だ」と言っているところです。しかし、それは本来の経済成長ではありません。そこでは国税の源泉である肝心の名目 GDP の成長について語られることはありません。デフレ経済からの脱却がこれからもこの国の大きな課題であることに変わりはありません。その意味で「デフレを脱却し、安定的な物価上昇が見込まれるところまでには至っていない」という白書の認識は正しいのです。

また、2014 年 4 月以降の民間最終消費支出と家計最終消費支出の推移を調べてみました。残念ながら 2014 年 4 月からの消費税 8%への増税は 4 年経ったこの 4 月から 6 月期においても増税前の水準には回復していません。デフレ下にある日本経済の下で消費税増税を行うことの無謀さを改めて実感したところです。

PB 黒字化路線は捨て、早急にデフレ対策をしなければならないように思い

ます。また“消費税増税など何をかいわんや”ですが、自民党衆・参若手議員の「日本の未来を考える勉強会」提言のように税率の5%への引き下げ、あるいは増税が避けられないにしても、その際には軽減税率の範囲の拡大などが必要ではないかと思えます。知事には、最近の日本経済についてどのような所感をお持ちですか、また全国知事会が誠に残念なことに「19年10月に確実に行うべき」としている消費税10%への増税について如何なる所見をお持ちですか伺います。(知事)

2. 日本政府の財政問題について

さて、私が申すまでもありません。資本主義という経済の営みはそれを構成する経済主体のうちの誰かが借入れを増やし投資することで成長していくものです。

そういうことから借金の否定は資本主義の否定そのものということになるはずなのですが、その理を受け入れることは、私達の心情からすれば、なかなか簡単ではありません。借金は相変わらずよくないことなのです。

その結果、私たちは政府の負債の拡大も同様に悪いことであるかの如く理解し、“政府は国の借金を減らせ”と主張します。

さらに、私たちの多くはバランスシートの思考を政府の財政についてめぐらせることがないようです。

そのため、「国の借金1088兆円、国民一人当たり860万円」や「このままでは、(正しくは政府の借金のはずなのに)国の借金で破綻する」といったマスコミの報道を危惧し、最後は政府の緊縮財政路線を当たり前のように受け入れてしまっているように思います。

というよりも財務省や財政制度等審議会がそうした緊縮路線を正当化し、その上で、マスコミを使って危機感を煽っているようにさえ感じています。

まず国民1人当たり860万円の借金などと言っていますが実はそれは借金ではなく国民の債権です。何しろ政府にお金を貸しているのは主に国内の金融機関です。そして金融機関の預金、それは金融機関の負債ですが、その債権者は日本国民や日本企業です。日本国民は政府の負債の債権者であって債務者ではありません。

しかし、結局は財務省の狙うとおりの緊縮財政が強行され、我が国はデフレから脱却できず、国民の貧困化と経済力の弱体化が進行しています。

さらには“今は日本の家計の金融資産が国の借金を上回っているため破綻はしないが、やがて国の借金が家計の金融資産を上回り破綻する”といった珍説を自民党総裁選候補者までが言い出す始末です。

そこで、私は日銀の資金循環統計を使って日本国家のバランスシートを作ってみました。今年1月から3月期のものですが、先ず右の貸方の欄を見てみますと、確かに、一般政府が1287兆円、金融機関が3873兆円、金融機関を除いた一般企業が1877兆円、家計が317兆円、NPOなどの民間非営利団体が30兆円の負債を抱えています。左の借方の欄では、一般政府が574兆円、金融機関が4008兆円、一般企業が1231兆円、家計が1829兆円、民間非営利団体が57兆円の資産を持っています。

そして、日本は、国家全体でいえば、海外とのお金のやり取りにおいて資産が負債を311兆円上回る純資産の状態であることが分かります。そしてこの純資産311兆円という額は世界の中で群を抜いており最大です。つまり日本は“世界一のお金持ち国家”です。因みに、これによって政府は国債を発行しても他国通貨に頼ることなく易々と日本円建てで資金を得ることができています。

しかし、“世界一のお金持ち国家”であるにもかかわらず財務省やマスコミは国家のバランスシートの右上すなわち一般政府の負債のみをクローズアップさせ破綻論を煽り続けているというのが実態です。

負債の額のみを問題視するならば、金融機関の3873兆円の方が遙かに国の借金としては巨額です。さらに言えば、一般企業の負債総額1877兆円は一般政府の負債額を上回っています。そして金融機関の負債も例外ではありませんが一般企業の負債は債務不履行になることが頻繁なのはご承知の通りです。

それにもかかわらずなぜか我が国では政府の負債つまり「国の借金」のみが財務省によって殊更に公表され“このままでは国の借金で破綻する”とマスコミがそれを煽り、私たち国民が“そうなのか”と誤って理解させられてしまっているというのが実情です。

しかし、この世の中、債務の種類はあまたありますが、たったひとつデフォルトを起こせない債務があります。中央政府が発行した自国通貨建ての国債です。何しろ中央政府は自国通貨を発行できる存在です。歴史上中央政府がデフォルトを起こしたのは外貨建てもしくはユーロのような共通通貨建て国債の場合のみです。中央政府は中央銀行に命じて自国通貨建て国債を買い取らせることができる存在である以上当然です。

日本政府の負債を見てみますと、わずか6%の海外保有分を含め100%日本円建てです。子会社の日本銀行に日本円を発行させ国債を買い取らせることが可能な日本政府が財政破綻・政府が債務不履行に陥る可能性はゼロです。本来日本政府と日本銀行は親会社と子会社の関係にあるためバランスシートは合算されるべきところで、親会社と子会社の間のお金のやりとりは連結決算で相殺されます。

しかも、先ほどの日銀の資金循環統計で見ても、今年1月から3月期

の時点で日本政府発行の国債や財投債の 44%を日本銀行が保有しています。そして量的緩和政策が継続され国債が日銀に買い取られ続けているため、政府の実質的な負債つまり日銀以外が持っている返済が必要な負債は減り続けているというのが実態です。政府の実質的な借金がピークだったのは平成 24 年でしたが、今年 1 月から 3 月期には 164 兆円負債は減少していることが分かりました。

もっとも「日本銀行保有の国債」がいわゆる「国の借金」に計上される限り、この先も財務省はそれを続けると思いますが、全体の負債残高は増えることはあっても減ることはありません。ましてや、いわゆる「国の借金」の残高を巨額に見せたい財務省が日本銀行保有分を外すことなどとても考えられません。

そして、我が国の主流派をなしている財政論者や専門家は、ただ今述べたような事実から目をそらし「日本政府が財政破綻する」という結論に導くために様々それらしい理論を繰り出す始末です。その代表格が冒頭紹介した「国の借金が家計の金融資産を超えたら破綻する」です。

しかし、改めて考えてみれば、誰かがお金を借りたとき借り手の手元には必ず「お金という資産」が存在することになります。私が誰から 1 万円を借りたとき私はたしかに 1 万円という負債を負うことになりますが、その瞬間に手元には 1 万円という資産を手にするのです。この世の中に借金のみを増やすことができる人間は存在しません。お金を借りるということは債務・負債と債権・資産を同時に増加させる行為です。

というわけで、例えば極端ですが政府が銀行からお金を 1000 兆円借り入れたとします。その場合、先ほどの国家のバランスシート上では一般政府の負債総額が 1287 兆円から 2287 兆円に膨れ上がり、家計の金融資産 1829 兆円を上回ってしまいます。とはいってもお金を借りた時点では一般政府の資産が 1574 兆円に増えています。お金を借りるということはそういうことなのであってこの世に負債だけを増やすことができる存在はいません。

そして政府が国債の発行によって借りたお金を公共事業なり社会保障なりで使うとどうなるか、政府から支出を受けた企業や医療機関あるいは介護施設などは給料としてお金を家計に分配することになります。最終的にお金は企業などを経由し家計の金融資産に積み上がることになります。つまり政府が負債を増やすと家計の金融資産までもが増えていくのです。“日本政府の負債が家計の金融資産を超えたら破綻する”などとはとても言えません。

さらに加えて、普通の資本主義国家というより私たちの人間社会には「誰かの黒字は、誰かの赤字」「誰かの資産は、誰かの負債」「誰かの資産の積み上げは、誰かの負債の積み上げ」という冷厳な法則が働いています。

そこで、資金循環統計で各経済主体の資金過不足の推移を調べました。それを見てみますと、四つの経済主体すなわち一般企業、一般政府、家計、そして

海外の状況は、日本経済がデフレ化した平成 10 年以降、主に一般政府と海外が資金不足つまり赤字となり、逆に家計と前年まで赤字であった一般企業が資金過剰という黒字が続いていることが分ります。因みに海外の資金不足とは日本にとっての経常収支の黒字、海外から見れば赤字を意味しています。

図を見ると上下ほぼ対称になりますが経済主体の誰かが資金過剰要するに資産を増やす反対側で経済主体の誰かが資金不足要するに負債が増える状況が見て取れます。資産と負債が表裏の関係である以上当然です。すべての経済主体が皆、資産を増やすことなどできません。政府が PB 黒字になるということは、その分他の経済主体が赤字を増やすということです。

知事、長々述べました。私は、これまでも同様の趣旨の質問を知事に対してしてきました。日本政府が債務不履行に陥ることはないのはもとより、そもそもマスコミが煽るような「財政問題」などそのものが我が国には存在しないのではないかと考えます。所見をお聞かせ下さい。(知事)

3. 骨太の方針 2018 について

・経済・財政一体改革について

次に、「骨太の方針 2018」主にその財政政策、特に財政健全化目標の問題について伺います。誠に残念ですが今回も基礎的財政収支・PB についてはそれを黒字化する目標が 2020 年から 2025 年に延期されたとはいえ明記されたことです。そして消費税 10%への増税もまた明記されてしまいました。

このことは我が国がデフレから脱却することを益々難しくさせ、それどころか、むしろデフレを悪化させるリスクがあることを意味しているように思います。これは我が国にとって極めて不幸なリスクです。

政府は橋本政権当時の 1997 年「財政構造改革の推進に関する特別措置法」を成立させ法律に基づく強制的な緊縮財政が始まりました。その 4 条には「財政赤字対 GDP 比を毎年 3%未満にする」という条項がありました。

以来我が国はこの財政構造改革法によって社会保障費を抑制し、公共投資、教育費、防衛費、食料安全保障費、科学技術振興費、中小企業対策費、地方への補助金等々国家の根幹に関わる分野で悉く予算削減が続くという事態になってしまいました。毎年の予算の額に問答無用の「枠」をはめるという発想が延々と続いてきたところ です。

財政規律の国際的理解は「政府の債務対 GDP 比率の安定化」であり政府の負債の額そのものを減らすことではありません。しかし、政府は 5 年前の骨太の方針からなぜか手段のひとつでしかない基礎的財政収支の黒字化が財政健

全化であると頑なに言い張り、PBの赤字額そのものの解消つまり黒字化を目指しているところです。

さて、そうした中で、改めて今回の骨太の方針を読み直してみますと確かに歳出改革や消費税増税など財政健全化と緊縮路線が基本的に踏襲されています。しかしその一方で、デフレ脱却の余地と可能性が幾分かは残されているようにも感じているところです。

まず言えるのは、これまで明確に記述されていた「毎年の当初予算の増分の上限値」について記述が見当たらないということです。そもそも過去3カ年は、政府の当初予算の増分は「5300億円以下」ということが明記され、その記述の通りに実際の当初予算の毎年の増分は「5300億円」に調整されていました。したがってこうした予算増額分が明記されていればデフレ脱却が益々困難になっていたわけですが少なくともそれはギリギリ回避されたように思います。

そうしたことから確かに2025年PB黒字化目標への中間時点である2021年にPB赤字を対GDP比で1.5%まで縮減、2017年度の3%から半減することが目指されていますが、19年度、20年度に徹底的な財政政策が展開されデフレから脱却し名目GDPを拡大できれば無理をして歳出をカットせずともPBは自ずとその程度の水準に到達することは十分あります。

加えて、今年の骨太の方針には効果的な財政政策からデフレ脱却のシナリを作り出すとして次のように述べられています。「前回2014年4月の消費税率引上げの経験も踏まえ、2019年10月1日に予定されている消費税率の引き上げの需要変動に対して機動的な対応を図る観点から・・・臨時・特別の措置を2019年、2020年度当初予算において、講ずることとする。その具体的な内容については、2019年10月1日に予定されている消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や経済状況を踏まえ、各年度の予算編成過程において検討する」、また「中長期の視点に立ち、将来の成長の基盤となり豊かな国民生活を実現する波及効果の大きな投資プロジェクトを計画的に実施する。」

この文章を文字通りに受けとめるなら政府は、消費税は増税するが、そのために確実に生じる景気低迷をはじめとした実際の経済状況を踏まえた経済対策として財政政策を推進する。あるいは財政政策を図るにあたっては効果的に成長を促す投資プロジェクトを進めるという二つが謳われたことを意味しているように思います。

以上を踏まえますと、今年の「骨太の方針」には第一に当面の財政支出を直接抑制する数値目標は記載されていない、第二にデフレを脱却させ成長と財政健全化のための合理的投資を奨励するという記述が載せられているという二つの特徴があるように思います。そして7月10日閣議了解された来年度予算の概算要求基準もこれらを踏まえたものとなっています。

こうした今回の微妙な変化の背景には、今年の骨太の方針策定にあたり消費

税増税の凍結やPB目標の撤廃などを提言した先ほどの「日本の未来を考える勉強会」の活発な活動があるように思っているところです。この勉強会は7月にも来年度予算編成について総理に提言しましたが、総理大臣官邸は異例にもその時の模様をホームページで公開し、この勉強会の活動を評価しています。

いずれにせよ知事、この度の骨太の方針について、私自身はこうした評価したい点もあると思っておりますが、日本の経済社会の今後の成長の視点からどのような所見をお持ちですか、お聞かせ下さい。(知事)

・地方一般財源について

また、私たちは6月定例会で増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の増額を求める意見書を提出したところです。今年度の骨太の方針は、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とし、2019年から21年の3年間2018年の水準が維持されるようであります。

地方一般財源総額をめぐっては、15年の骨太の方針で設けた15年度水準を維持するルールが18年度で期限切れとなりますが今後3年間についても地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため同様の目安が設けられたところです。

このことは財政再建を理由とした地方向け歳出の過度な切り詰めは行われたいことを意味しているようにも受け止めることもできそうですが、知事には、この点はどのように評価されますか、お聞かせ下さい。(知事)

・新外国人材の受け入れについて

次に、政府は深刻な人手不足に対応して外国人労働者の就労を拡大するため新たな在留資格を設けることを決め今年の「骨太の方針」に盛り込みました。

これまで原則として認めてこなかった外国人の単純労働者受け入れに事実上道を開く政策転換ですが、現実の人手不足に外国人労働者の受け入れしかないとの危機感の表われとはいえ、事柄の重大性を顧みることのない拙速で明確な理念のない安易な方針決定であったと思わざるを得ません。

政府は、新たな資格を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法」改正案を今臨時国会に提出する予定で2025年ごろまでに50万人を超える受け入れを見込んでいるようです。

新たな在留資格は農業、建設、造船、宿泊、介護の5分野が想定されているようですが、そのための新資格を得るには二つの方法があるとしています。

一つは、最長 5 年の技能実習制度の修了。技能実習生はこれまで研修期間を終えると本国に帰還しなければなりませんでしたが、それが「分野に応じた実技試験、日常会話程度の日本語能力試験」をクリアすれば、「特定技能取得者」としてさらに 5 年、家族の帯同はかないませんが最長 10 年にわたって在留が可能となります。

そしてもう一つは、一定の専門性・技能を持つ外国人が新たに導入される試験に合格すること。日本語の能力水準の内ある程度の日常会話ができる「N4」を原則とし、建設や農業などでは日本語がさらに苦手な人でも認め、同時に技能面の能力も確認するものです。

さらに、高度な専門試験に合格するなど「より高い専門性」を持つとされた人には試験を受け合格すれば在留期限が撤廃され家族との帯同も可能となります。具体的な基準は今後決められますが現在のような高度な専門性は必要としないようにみられます。

政府はこれまで高度専門知識のある人材に限って外国人労働者を受け入れる方針を掲げてきました。しかし現実には外国人労働者約 128 万人の 4 割を留学生のアルバイトや技能実習生が占め、その多くが低賃金の単純労働に従事しています。新たな在留資格の創設はこの有名無実となったこれまでの方針を改め単純労働分野に門戸を開く方向に舵を切ったといえます。

しかし、この度の骨太の方針のこの問題に対する政策には様々疑念が浮かんでいきます。

まず、現行の技能実習制度が何も顧みられず手付かずなのが問題です。県では、この 6 月、県内企業に技能実習法や受け入れた外国人の雇用管理等の理解を深める目的で「外国人雇用の基礎知識」というパンフレットを作成し、啓発に努めているところですが、一方で依然として技能実習生の雇用は違法な給与不払いや長時間労働が横行するなど労働者の基本的な権利が守られていない事例が多く社会問題となっています。

この状況を改善しないままで新たな資格を導入すれば同様の外国人労働者が増えるだけということになりかねません。このことは外国人実習生にとっては勿論ですが大きくは日本国家の将来にとっての不幸に繋がりにかねません。

また政府は「移民政策とは異なる」と強調していますが移民政策との明確な線引きが行われているとは思えません。外国人が技能実習生として最長 5 年間働いて新しい資格に切り替えれば計 10 年間働ける、実質的な移民とみることもでき、ドイツがかつて西ドイツ時代に選択した移民受け入れ政策と同様日本社会を大きく変容・混乱させる可能性すらあります。

今、ヨーロッパ諸国では移民・難民問題で社会の分断に繋がる大きな苦しみを味わっています。政府のこの問題に対する姿勢は 6 月定例会で池田議員が「目先の利益だけを考えず、政府にしっかりした計画策定」を求めましたが、

あまりにも安直で現実を見ないものであるように思います。

にもかかわらず、政府は、外国人材の受け入れを拡大する新たな在留資格の創設に関し、「外国人およびその家族を期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策は採らない」としつつ、「人手不足が深刻化しているため、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する必要がある」、「移民政策とは異なるものとして、新たな在留資格」を設けることにしたとしています。「中小の事業者をはじめ、人手不足が深刻化してきている中、存続、発展のために外国人材の受け入れが必要となる分野がある」ともしています。

しかし、国連などによる移民の国際的定義は「出生あるいは市民権のある国の外に12ヶ月以上いる人」あるいは「移住先において1年以上滞在している者」であり、1年以上外国で暮らしている人は定義的に「移民」であり、技能実習生に対して最長10年の在留資格を与えようとしている安倍政権は「移民受け入れ政権」であることに変わりはありません。この点、政府が何を言わんとしているのか正直言って解りません。

またこの7月、政府は、法改正に向け当初受け入れ業種としていた農業などの5分野以外に自動車や金属加工、水産業、食品加工業などの製造業も対象にする検討に入ったようです。しかし、なし崩し的に対象が広がれば、日本経済は外国人労働者への依存度が高まり、はては彼らの存在なしには成り立たないものとなってしまいかねません。

政府が介護や保育分野などの人件費を抑制し、生産性の向上、国民の教育の充実、若年層への技能継承には見向きもせず、反対に“日本の生産性が向上しないが故での人手不足”を盾に、外国人でもって埋めようとする安直な姿が見えてなりません。

私が今回の骨太の方針の「新外国人材の受け入れ」について懸念しているのは将来的に社会が分断され“日本の伝統文化が破壊され健全なナショナリズムが成立しなくなる”、“外国人犯罪が増える”など現在のヨーロッパを苦しめている問題も勿論ありますが、何よりも生産性向上が顧みられなくなり経済成長のチャンスが潰される、誠に不幸な事態となる可能性があるように思えてならないからです。

今、何より必要なのは生産性の向上です。厳密には生産性向上のための4投資すなわち設備投資・人材投資・技術投資・公共投資の拡大です。

かつてこの国は、高度経済成長期に見られるように、インフレ率がGDPデフレーターベースで5%前後となり、インフレギャップが長い間にわたって継続するという状況でした。そうした中、時に今をも超える人手不足があったようです。しかし、日本は外国人労働者を受け入れることなく、インフレギャップを解消するため生産性向上に邁進し、そのための4投資を拡大し世界第二位の

経済大国に成長しました。

知事、骨太の方針 2018 において打ち出された「新外国人材の受け入れ」について、私などは制度の当初の趣旨に立ち返ったうえ、最小限度に制限されるべきと考えますが、どのような所見をお持ちですか、お聞かせ下さい。(知事)

4. 地方創生について

・地方創生基本方針 2018 について

さて、「地方創生基本方針 2018」が 6 月閣議決定されました。思えば平成 26 年、日本創成会議の誠にショッキングな問題提起を受け、政府は「まち・ひと・しごと創生法」の制定、「長期ビジョン」、「総合戦略」の策定、そして翌年 6 月には「地方創生基本方針 2015」の策定と矢継ぎ早に動きました。

その結果「地方における安定した雇用を創出する」、「東京一極集中」を是正し「地方への新しいひとの流れをつくる」、そして「若い世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえる」さらに「時代に合った地域を創り、安心な暮らしを守ると共に地域と地域を連携する」の四つを基本目標として、この国の人口減少問題と地方創生に取り組むことになったところです。

そして、これらの基本目標は今回の基本方針 2018 においても表現に多少の違いはあれ基本的に踏襲され、何ら変わるところはありません。

そうした中であって今回の特徴は「『わくわく地方生活実現パッケージ』の策定・実行」が基本方針として新たに加わったことです。

そこには東京圏からの U I J ターンによる企業就業者の若者を 6 年間で 6 万人創出すること、女性・高齢者の活躍による地方の新規就業者を 6 年間で 24 万人発掘すること、地域おこし協力隊を 6 年後 8000 人にすることなどが謳われています。

確かに、国のこれまでの地方創生の第一の関心事は東京一極集中の是正でした。そのため、現行の総合戦略では 2020 年時点で東京圏と地方の転出転入を均衡させるため地方圏から東京圏への転入のおおよそ 10 万人を 6 万人減らし、逆に東京圏から地方への転出を 4 万人増やすことが打ち出されています。また、そのための企業の地方拠点強化や本社機能の移転、政府関係諸機関の地方移転も打ち出されたところです。

しかしあれから 5 年、今年の東京圏は転入者が転出者を 11 万 9 千人余り上回る転入超過であったということです。そしてそれは 22 年連続しているとのことでした。また、企業の地方拠点強化や本社移転、政府関係諸機関の移転はご承知のようにほとんど進んでいないのが現状です。

今回の基本方針でも東京一極集中の問題については同様の施策がおかれているのは先に見た通りです。しかし、実効性がなく、私にいわせれば既に破綻しかけている政策を再び乗せている。根本的な政策の見直しが求められているのに相変わらずの姿勢です。

また加えて、今回最も気になるのは「地方における外国人材の活用」が「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に組み込まれているということです。

今後は「アジア・中南米をはじめとした在外の親日外国人材を掘り起こし、積極的に活用する仕組みを構築」し、「また、地方公共団体等における外国人材が多様な活動ができるようにするため、地方創生に従事する外国人材に対し在留資格の包括的な資格外活動許可を新たに付与する。さらに日本の大学等を卒業した外国人留学生がその専門能力を十分に発揮できるよう高度人材ポイント制の拡充や在留資格変更手続きの簡素化を行う」とのことです。

先ほど骨太の方針の「新外国人材の受け入れ」について知事に所見を伺いましたが、この地方創生基本方針 2018 の「地方における外国人材の活用」において想定される外国人在留資格はその基準をより一層簡略化しあるいは緩和するものでとても容認できるものではありません。

本来、東京一極集中や地方の疲弊の問題は、戦後とりわけ最低でも高度経済成長期以来永年にわたって形成されてきたこの国の経済・社会の構造の問題から発するものであり、果たして「ひと」も「もの」も「しごと」も東京を始めとした大都市から地方にくるのか。もし、それを本当に実現させようとするならば、今となってはこの国の中に深く浸透しきってしまった市場社会のメカニズムやグローバル経済に強く変更を迫るほどの大胆な国土構造の変革が目指されなければならないように思います。

しかしながら、こうした問題に関して当初の政府の「総合戦略」や「基本方針」を見る限り、それに耐えうるような方針や政策は見当たりません。それどころかむしろ「自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す」と謳い「地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取り組みではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用して行く取組を息長く進めていく必要がある」としていた「長期ビジョン」の理念は、同時に閣議決定された「総合戦略」の「基本目標①」において「『しごと』と『ひと』の好循環づくりを確立するため、まずは、地方における『しごと』づくりから着手する」のこれはよしとして、「そのためには、地方において毎年10万人分の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある」として、その「政策パッケージ」は「総合戦略」といいながら異様に産業政策に特化したものとなり、具体の事

業も、農林水産業のような地方の基幹産業の維持・育成ではなく、ベンチャーやイノベーションが強調され、はては海外資本の直接投資の促進までが謳われ、グローバル資本主義の中での生き残りのための経済競争を地方や一次産業に強要する戦略となり果て、さらに翌27年6月の「基本方針2015」では「地方では、毎年約10万人の若者が就職や進学のため東京圏へ流出し続けており、地方に残った限られた人材に頼って地域経済の運営を支えざるを得ない状況にある。また、人材ばかりでなく資金面をみても、地域の事業資金の多くは地域金融機関等による地域内部向けの間接金融に依存しており、その資金循環は、一部の補助金を除き、各地域内で閉じている状況にある。このように、地方では、人材・資金の両面において地域内部でほぼ完結した経済構造となっており、地域内外を人材や資金、技術の情報が自由闊達に行き交うことにより期待される地域間の相乗効果が見られず、日本経済全体のダイナミズムも形成されていない。そのため、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を形成」とされ議論の大きなすり替えが行われています。

要するに経済産業省流の中央や都市の経済論理を地方に貫徹させようというもので、本来変革、克服されなければならないものがそのまま逆に踏襲され強化されています。そこには当初あった内発的発展の思考など全く見当たりません。

全国知事会は「『わくわく地方生活実現政策パッケージ』を策定し実行するとされたことは、地方創生の加速化に大きく資するものであるとともに、」そこに盛り込まれた「『地方における外国人材の活用』等の各般の施策を速やかに、かつ、効果的に実施すべく、・・・政府・与党の強力なリーダーシップの下に地方創生を大胆に実行することを期待する」などと今回の基本方針を全面的に支持し、誠に情けない限りです。

しかし、私たち島根県は、こうした政府の地方創生基本方針や総合戦略といった社会政策というか社会計画、単刀直入に言えば政府の一方的な社会実験の地方への押し付け、中央の論理・都市の論理の地方への押し付けをどう理解し、受け止め関わっていけば良いのでしょうか。

知事、島根県民の島根県民のための地方創生と人口減少対策が外国人材の活用によって本当になるとお思いますか。この度の「地方創生基本方針2018」について、2020年度から5か年の次期総合戦略の策定が明記されたこと自体については内容がどうなるかは別にして評価するところですが、本県が目指している地方創生の視点から、どう評価し、何に期待されますかお聞かせ下さい。(知事)

また、デフレからの脱却のためにはPB目標の撤廃と強力な財政政策が必要なことは論を俟ちません。しかし、その結果財源が増えたとしても、現在の国費の配分の仕組みは大都市に有利なものとなっており、どうしてもそちらの方

に多く配分されることになってしまいます。

地方創生を進めていく上では、こうした大都市と地方との財源の配分のあり方についても見直していかなければならないと考えますが、知事の所感を伺います。(知事)

・地域内経済循環について

次に、昨年9月京都大学と日立製作所が重要なプレスリリースを発表しました。少子高齢化や人口減少、産業構造の変化などが進む中でどのように人々の暮らしや地域の持続可能性を保っていくことができるか、それを考えるためのシナリオ分析にAI・人工知能を活用したその結果の公表です。

それによりますと、AIによるシミュレーションが描き出した2052年までの約2万通りの未来シナリオを分類した結果、「都市集中シナリオ」と「地方分散シナリオ」の二つのグループに大きく分かれたということです。

そのうち「都市集中未来シナリオ」は「主に都市の企業が主導する技術革新によって、人口の都市への一極集中が進行し、地方は衰退する。出生率の低下と格差の拡大がさらに進行し、個人の健康寿命や幸福感は低下する」とされ、「地方分散未来シナリオ」は「地方へ人口分散が起り、出生率が持ち直して格差が縮小し、個人の健康寿命や幸福感も増大する」とされ、持続可能性という視点からより望ましいとされました。

そして「都市集中シナリオ」の社会と「地方分散シナリオ」の社会とのその分岐の時期については「今から8から10年後」つまり2025年から2027年で、以降は両シナリオが再び交わることはない」とし、そのうえで「8～10年後までに都市集中型か地方分散型かを選択して必要な政策を実行すべきである」として大変ショッキングな問題提起となりました。

また望ましいとされる「地方分散シナリオ」は「地域内の経済循環が十分に機能しないと財政あるいは環境が極度に悪化し、・・・分岐の後にやがて持続不能となる可能性がある。これらの持続不能シナリオへの分岐は17～20年後までに発生する。持続可能シナリオへ誘導するには、地方税収、地域内エネルギーの自給率、地方雇用などについて経済循環を高める政策を継続的に実行する必要がある」としています。

このプレスリリースの公表に接して改めて本県の「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」を見直してみました。感じたのは、確かに「小さな拠点づくり」を始めとして、それは社会政策的な施策としては見事であり、その目指すものも基本的に間違っておらず望ましい方向にある。しかし同時に何か欠けているのではないかということでした。

果たして欠けているものとは何か、端的に言えば、プレスリリースの言うよ

うに「地域内の経済循環」を目指す経済戦略、特に中山間地域におけるそれではないかということです。

そして、このことは本県の海士町や徳島県の神山町などの先進的な取り組みを見てみますとよく理解できるように思います。これらの地域がこれまでやってきたことは地域の「人口そのものを増やす取り組み」というよりも、まずは「町に産業を創造する」ことでした。最初から「人口」を増やすということではなく産業を興すことで地域経済をしっかりと回すことに力を注ぎ地域の賑わいを創り出し、結果的に人口の減少に歯止めをかけているのです。

これらはしっかりと地域経済を創ることに重きをおいています。それがなければ雇用も活気も生まれません。地域経済は言ってみれば地域の足腰です。しっかりと循環する地域経済を土台にして人口と雇用と活気の好循環をいかに創り出すかが地方創生の成否の鍵を握っているように思います。

県内の各地域が、それぞれ地域の経済をしっかりと回し、お金や雇用を外部に依存する割合を減らし、できうる限りの自立と自律の地域をつくっておくことはしなやかで立ち直る力のあるレジリエンスな地域をつくる上で大きな力となるように思います。

それにしても「島根県総合戦略」をつくって「持続可能なしまねの地域づくり」を目指してスタートしている私たち島根県ですが、これからわずか10年足らずの内に分岐点がやってくる。そしてその前に大きく地方分散に向け転換しなければならない。しかも地域内の経済循環をしっかりと回せるようにしておかないと地方分散シナリオすらも持続不可能になってしまう。地元経済を、今、取り戻さなくてはならない、創り直さなければならないということです。ことは急がれます。

そうした中であって心強いのは、“地域経済を取り戻す”ための考え方やツール、事例が様々に登場していることです。私が理解するだけでも平成18年から19年にかけての本県の産業関連表を活用した「地域経済構造分析」、中山間地域研究センターの研究、同センターによる環境省公募の環境経済の政策研究、経済産業省の「地域経済分析システム」があり、そして数多先進自治体の取り組み事例があります。あとは総合戦略に「地域内経済循環」を施策として位置づけ実践に移して行くことだけではないかと感じています。

勿論、この地域内経済循環は、各地域経済が自給自足して相互のやり取りがなくなる、いわば孤立の状態を生み出すものではありません。今までのように、“いくらお金を地域に引っばってくるか”また“落とすか”ではなく、反対に“地域からのお金の流出を減らす”こと、つまり“いったん地域に入ったお金をどれだけ地域内で循環し滞留させるか”を目指すものです。

これまでは“いかに地域にお金を持ってくるか”ばかりに目が行き“いかに地域から出てゆくお金を減らすか”はあまり考えられませんでした。地域経済

に残るお金が増え地域経済の活性化を目指そうとするものです。またこれまでは「地産地消」に努めてきましたがこれからは「地消地産」に方向を改めていくということでもあります。

知事、総合戦略の中に「地域内経済循環」の考え方をしっかり位置づけ、それに基づいて施策を展開していくことについて、いかがお考えですかお聞かせ下さい。(知事)

・新たな森林管理システムについて

次に、産業連関表を使って産業部門ごとの域際収支を調べることで、県レベルでどこからお金が県外へ漏れているか調べることができます。

本県の産業連関表で調べると島根県の林業の域際収支は 249 百万円のわずかな赤字。生産額 139 億 91 百万円、自給率 0.839、移輸入率 0.16。西日本では大分、熊本、宮崎、鹿児島、徳島が黒字県です。本県においても林業の地域内循環を確立することで、これらの県と肩を並べることができます。

そうした中、先の通常国会で森林管理法が可決成立しました。現在、国内の森林資源は成熟し主伐期に達した人工林が半数以上を占めておりますが、この法律は、その木材を活用し林業を成長産業にすると同時に森林資源の適切な管理を図ることを目的としています。

そのため、森林組合などの事業者が森林所有者に代わって植林や伐採を行うこれまでの林業に加えて、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るとともに林業経営に適さない森林については市町村が管理を行う新たな森林管理システムを構築するものです。

林業の成長産業化につなげるために今回の新たな取組みが構築されることから、今後、循環型林業でまわる資源量の総量は益々増加していくものと思われれます。

それを実行していく意欲と能力のある林業経営者は市町村から長期間にわたり林業経営を任される事業体となりますので、経営規模拡大の明確な経営マインドを持ち、高度な林業技術者を雇用育成し、高性能林業機械等の導入を図るような財政的な基礎を持つ事業体であることが必要です。

そうした中、県内において、森林組合等の林業事業体の他にも林業を志す方々が増えていると聞いております。森林資源が成熟したいま、成長産業化を謳う林業に魅力が出てきているものと考えます。

間伐だけでなく今後益々増えていく主伐やそれに伴う再造林など県内の森林を適正に循環させ成長産業化を目指す循環型林業に、さらにこのシステムが加わり林業経営者の役割は益々重要となってきました。こうした意欲と能力

ある林業経営者をどのように育成していくのか所見を伺います。(知事)

5. 教育長所信について

次に、教育長に伺います。

今の子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化のさらなる進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になると言われています。

そのような中で、子どもたち一人一人には、持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

これらを踏まえ、国では大きな教育改革が行われており、その一つとして2020年度から順次、小・中・高の新学習指導要領が全面実施されます。加えて新たな大学入学共通テストも2020年度から始まります。

昨年度「今後の県立高校のあり方検討委員会」から提言された「2020年代の県立高校の将来像について」には、これまで島根県が取り組んできた「教育の魅力化」や新学習指導要領などの国の動きを踏まえ、2020年代の県立高校において、いかに教育全体の質を確保し、向上させていくかという今後の高校教育の在り方とともに、都市部や離島・中山間地域など地域別の高校の在り方などが中・長期的に示されています

このような状況の中、子どもたちに着実に新学習指導要領が求める力を身につけさせるため、今後、本県教育をどのように進めていかれるのか、まず伺います。(教育長)

また、「県立高校の将来像」の提言を具体化するため、今年度内に「県立高校魅力化ビジョン」を策定されると聞いていますが、どのような方向性で策定されようとしているのか、併せて伺います。(教育長)

また、近年、特別な支援を必要とする子ども、とりわけ発達障がいのある子どもが増加しています。発達障がいのある子どもたちに対する特別支援教育は、就学前から高等学校までの全ての学校において求められるものです。学校では、子どもたち一人一人のニーズにあわせて適切な指導支援を行っていくことが必要と考えます。

県教育委員会として、今後、発達障がいのある子どもの教育をどのように充実させていかれるのか、その考えを伺います。(教育長)

6. 警察本部長・公安委員長所信について

次に、安全で安心して暮らせる地域社会について伺います。

本県の犯罪情勢については、平成 29 年の刑法犯認知件数が前年より 274 件少ない 2, 773 件であり戦後最小であったと聞いています。また、交通事故の発生状況についても、前年に比べて件数、死者数共に減少し、平成 29 年中の死者数にあっては全国最小となっています。

しかし、依然として特殊詐欺においては高齢者を中心とした高額な被害が発生している他、女性や子どもが被害者となる犯罪は後を絶ちません。また交通事故による死者のうち高齢者の割合が高いといった問題も挙げられます。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現していくため県警には重責が課せられています。

今村本部長におかれては 7 月 31 日に着任されましたが、新本部長としての抱負と安全で安心な地域社会の実現に向けどのような取り組みを進めていかれるのか伺います。(警察本部長)

また、公安委員会では 7 月 12 日に樋口委員が委員長に就任されました。

樋口委員長には、この 2 年間、公安委員として県警察の管理にあたってられました。その経験を活かして委員長としてご活躍されることを期待するところです。

そこで、今回、公安委員長就任に当たり県警察を管理する上での抱負について伺います。(公安委員長)

7. 二巡目国体誘致について

最後になりますが、鳥取県議会では二巡目となる国体の開催について議論が行われており、平井知事は島根、鳥取の順で開催できればとの意向を示されたようです。

本県においても体育協会を中心にそうした動きがあるようですが、県として どういう方向で考えていかれるつもりですか、知事に伺います。(知事)